

(別紙1)

糸島市週休2日試行工事（土木工事）特記仕様書

この工事は、糸島市週休2日試行工事を実施する工事であり、受注者は、「糸島市週休2日試行工事（土木工事）実施要領」及びこの特記仕様書に基づき、試行工事を実施する。

(定義)

第1条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

4週6休以上の休日を確保し、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が以下の水準に達する状態をいう。休日は現場閉所し、現場での作業は一切行わないこととする。

ア 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

イ 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

ウ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

なお、降雨、降雪等により現場閉所した場合も、週休2日の対象とすることができる。

(2) 対象期間

工事着手日（着手届出日）から工事完成日（竣工届出日）までの期間を対象とする。ただし、以下に該当する期間は含まない。

ア 契約締結日から現場着手日（現場事務所等の設置又は測量の着手）までの期間

イ 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

(3) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、以下の作業等、現場管理に必要なものは休日として取り扱うものとする。

ア 災害時等緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等による安全パトロールや保守点検

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合等

(試行方法)

第2条 試行方法は以下のとおりとする。

(1) 「受注者希望型」として発注するので、受注者は工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断する。

(2) 受注者による意思表示

受注者は、契約後速やかに糸島市週休2日試行工事の実施の意向について「工事打合せ簿（任意様式）又は（別紙2）」を提出するものとする。実施する場合は、予定する週休2日の内訳が確認できるように記載した「休日取得計画・実績表」を工事打合せ簿と併せて提出した上で協議を行い、実施の有無を決定する。

休日取得計画・実績表の作成に当たっては、第1条に掲げる「週休2日」の定義を反映させることとする。

また、週休2日を達成するための工期の変更は認めないこととする。

(3) 看板による標示

受注者は「週休2日工事」である旨を看板に標示し、現場に設置する。

(4) 実施報告

受注者は、休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場の完全閉所日が分かるように取りまとめ、月1回提出する。

(5) 変更の対応

設計変更により工期が変更となる場合は、休日取得計画・実績表を再度提出すること。

(6) 監督職員等の対応

監督職員は、対象工事の実施に当たり、受注者の日々の残業が大幅に増えないように指導する。監督職員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。監督職員及び工事成績評定で加点を行う職員（担当係長等）は、提出された休日取得計画・実績表により、週休2日の実施状況を確認する。

(間接工事費等の補正)

第5条 間接工事費等の補正は、週休2日の達成状況に応じて、最終変更設計時に間接工事費等の補正係数により補正を行う。

(工事成績評定)

第6条 週休2日の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、工事成績評定の加点対象とする。